タダノ健康保険組合並びに(株)タダノ及びタダノグループの
各事業所が共同で実施する健康診査事業の公表について

タダノ健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。タダノ健康保険組合では、健康診査事業について、㈱タダノ及び健保加入のグループ会社と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称等について、次のように公表いたします。

1. ㈱タダノ及び加入グループ事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である(株)タダノ及び加入グループ各事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- ○ 内科診察 ： 問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査**
- ○ **身体計測 ： 身長、体重、腹囲、**BMI
- ○ **視力・聴力検査** ： 会話法あるいはオージオメーター
- ○ **胸部X線**
- ○ 肺機能測定 ： 肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- ○ 喀痰検査 ： 結核菌、または肺がん検診
- ○ **血圧測定 ： 収縮期、拡張期**
- ○ **心電図検査** ： 安静時あるいは負荷
- ○ **尿検査 ： 蛋白、糖、**潜血
- ○ 血清検査 ： 尿素窒素、クレアチニン
- ○ 胃透視または胃内視鏡検査
- ○ 便潜血反応検査
- ○ 直腸・肛門触診、前立腺触診：（男性のみ）
- ○ 大腸内視鏡検査 ： 精密検査時
- ○ 腹部超音波検査 ： 肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓
- ○ **肝機能検査 ： GOT、GPT、γ-GTP、**総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A／G
- ○ 膵臓検査 ： アミラーゼ

○ 肝炎ウィルス検査 ： HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
○ 血中脂質・尿酸検査 ： **血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、**尿酸
○ 血糖検査 ： 糖代謝、空腹時血糖・**尿糖**、糖負荷試験（60 分血糖・尿糖、120 分血糖・尿糖）、HbA1c
○ 血液検査（**貧血検査**） ： 白血球、**赤血球**、**血色素量**、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
○ 子宮がん検査 ： 内診、細胞診（女性のみ）
○ 乳がん検査 ： 視触診、マンモグラフィー、超音波（女性のみ）
○ 眼圧検査
○ 腫瘍マーカー検査
○ 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
※**太字部**は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

・㈱タダノ 総務部 安全衛生グループ
・タダノグループ加入事業所 各総務・人事担当部署
・タダノ健康保険組合

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・㈱タダノ 総務部安全衛生G及び加入グループ事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。
　また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、タダノ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
具体的健診データの利用は、安全衛生G及び総務・人事担当部署にデータ保存し、㈱タダノの産業医の判定と指示にしたがって、各保健師による健康相談、健康指導を実施します。
・タダノ健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、㈱タダノ総務部安全衛生G及び総務・人事担当部署とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育（指導及び受診勧奨）等を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、㈱タダノ総務部安全衛生Gマネージャーとタダノ健康保険組合の常務理事とする

以 上